平成２２年（フ）第１７０号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原1799番地第２北浦団地Ｂ―13、前住所佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀653番地レジデンス二本谷Ａ―101
破産者　松尾　文友
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４号
長崎県壱岐市石田町本村触32番地７
破産者　永石　　直
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第８１０号
熊本市本山２丁目６番28号　ＦＩＮＥ　ＶＩＥＷ５－Ｄ
破産者　西田　壽子
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３２５号
宮崎県日向市比良町１丁目78番地
破産者　日髙修一郎
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２号
宮崎県東臼杵郡門川町大字加草2274番地17藤崎コーポ202号
破産者　日髙伸次郎
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１８３号
宮崎県延岡市塩浜町１丁目1534番地24
破産者　平林　　康（旧姓長友）
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第６６４号
鹿児島県鹿児島市光山２丁目１番66号
破産者　松下　健一
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４３２号
埼玉県深谷市明戸1293番地３
破産者　三橋　　唯（旧氏名三橋茂）
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１４５号
新潟県魚沼市池平243番地
破産者　渋谷　厚治
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２６２号
長野市三本柳西２丁目60番地　パレフレール三本柳303号
破産者　小林　　豊
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１５号
静岡県伊東市八幡野527番地の２、前住所静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本991番地
破産者　秋永　敏暁
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
愛知県稲沢市祖父江町本甲神明前18番地２パピヨン201、開始決定時の住所愛知県稲沢市祖父江町森上本郷九29番地50
破産者　南部　繁則
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第９号
京都府福知山市長山町５番地Ｓ433号、開始決定時の住所京都府福知山市東平野町12番地の７
破産者　長村　美紀
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第２８５号
広島県福山市津之郷町大字津之郷386番地２都ヴィレッジ和光Ａ201、旧住所広島県福山市津之郷町大字津之郷186番地85、旧々住所広島県福山市神村町3803番地
破産者　武田　正美
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１２２号
山口市大内御堀777番地251
破産者　佐鹿　光明
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８６号
長崎県長崎市江平３丁目15番15号
破産者　北村　和博
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１４号
長崎県西彼杵郡時津町西時津郷843番地２セジュールＹ105
破産者　小柳　裕之
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４号
熊本市龍田町弓削844番地１、開始決定時の住所長崎県南島原市深江町丙202番地１
破産者　フレンド書房こと　森山　良治
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係